

緊急経営対策資金

(ア) 融資条件等

令和7年7月24日現在

融資対象者	<p>県内で現に営む事業を1年以上継続して営んでいる中小企業者及び組合で次の要件のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 倒産事業者に対し、50万円以上の売掛金（役務の提供による営業収益で未収のものを含む。）債権若しくは前渡金返還請求権を有する者又は最近6月若しくは1年間における倒産事業者との取引額が取引総額の20%以上であるもの</p> <p>(2) 最近の経済変動による売上金額の減少又は売上総利益率若しくは営業利益率の低下が次のいずれかに該当し、かつ、取引金融機関からの支援が確実に見込まれるもの</p> <p>ア 最近1月間の売上金額が前年同期の売上金額に比べて10%以上減少しており、かつ、今後も売上金額の減少が見込まれること</p> <p>イ 最近3月間又は6月間の売上金額が前年同期の売上金額に比べて5%以上減少しており、かつ、今後も売上金額の減少が見込まれること</p> <p>ウ 最近3月間又は6月間の売上総利益率又は営業利益率が前年同期の売上総利益率又は営業利益率に比べて低下しており、かつ、その差が3%以上であること</p> <p>(3) 米国関税措置の影響により最近1月間の売上金額が前年同期の売上金額に比べて5%以上減少しており、かつ、今後も売上金額の減少が見込まれること</p>																				
使途	運転資金・設備資金																				
融資限度額	運転資金2,000万円、設備資金3,000万円																				
利率	1年以内：年1.75%、1年超3年以内：年1.95%、3年超5年以内：年2.05% 5年超7年以内：年2.25%、7年超10年以内：年2.35%																				
保証料率	<p>保証機関が、財務その他経営に関する情報をもとにリスク計測モデルにより評点を算出することができる者は、下記に定める保証料率となります。（単位：%）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>料率区分</th> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th>⑤</th> <th>⑥</th> <th>⑦</th> <th>⑧</th> <th>⑨</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保証料率</td> <td>1.58</td> <td>1.43</td> <td>1.23</td> <td>1.03</td> <td>0.83</td> <td>0.68</td> <td>0.48</td> <td>0.28</td> <td>0.13</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 上記評点を算出できない者の保証料率については、一定料率（年0.83%）となります。</p> <p>※ 担保の提供がある場合は、0.1%引き下げます。</p> <p>※ 鹿児島県SDGs登録制度の登録事業者、パートナーシップ構築宣言の宣言事業者又はかごしま「働き方改革」推進企業は0.1%引き下げます。適用を受けるには、登録証の写し、宣言の写し又は認定証の写しが必要です。</p>	料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	保証料率	1.58	1.43	1.23	1.03	0.83	0.68	0.48	0.28	0.13
料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨												
保証料率	1.58	1.43	1.23	1.03	0.83	0.68	0.48	0.28	0.13												
融資期間	<p>運転資金 7年以内（うち据置24月以内）</p> <p>設備資金 10年以内（うち据置36月以内）</p>																				
償還方法	毎月均等分割																				
申込先	各商工会議所、各商工会（組合は、鹿児島県中小企業団体中央会）又は金融機関																				
取扱金融機関	鹿児島銀行、南日本銀行、鹿児島信用金庫、鹿児島相互信用金庫、奄美大島信用金庫、鹿児島興業信用組合、鹿児島県医師信用組合、奄美信用組合、福岡銀行、肥後銀行、宮崎銀行、西日本シティ銀行、熊本銀行、宮崎太陽銀行、商工組合中央金庫（県外に本店を有する金融機関については県内営業店に限る。）																				
融資申込に必要な書類	<p>◇中小企業制度資金融資申込書（県要綱第1号様式）</p> <p>◇信用保証委託申込書 ◇県民税及び市町村民税の納税証明書</p> <p>◇倒産関連調書（県要綱第7号様式。融資対象者(1)の場合）</p> <p>◇緊急経営対策資金（経済変動関連）融資対象該当申告書（県要綱第8号様式。融資対象者(2)の場合）</p> <p>◇緊急経営対策資金（米国関税措置関連）融資対象該当申告書（県要綱第9号様式。融資対象者(3)の場合）</p> <p>◇鹿児島県SDGs登録制度の登録事業者は登録証の写し</p> <p>◇パートナーシップ構築宣言の宣言事業者は「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイトで公表している宣言の写し</p> <p>◇かごしま「働き方改革」推進企業は知事の認定証の写し</p> <p>◇その他知事、保証機関及び取扱金融機関が必要と認める書類</p>																				

- 連帯保証人及び担保は、保証機関の定めるところによります。
- 新たな資金の融資が可能かどうか等については、金融機関又は保証機関へお尋ねください。
- 融資対象者3の取扱期間は、令和8年3月31日までです。

(イ) 融資の流れ

